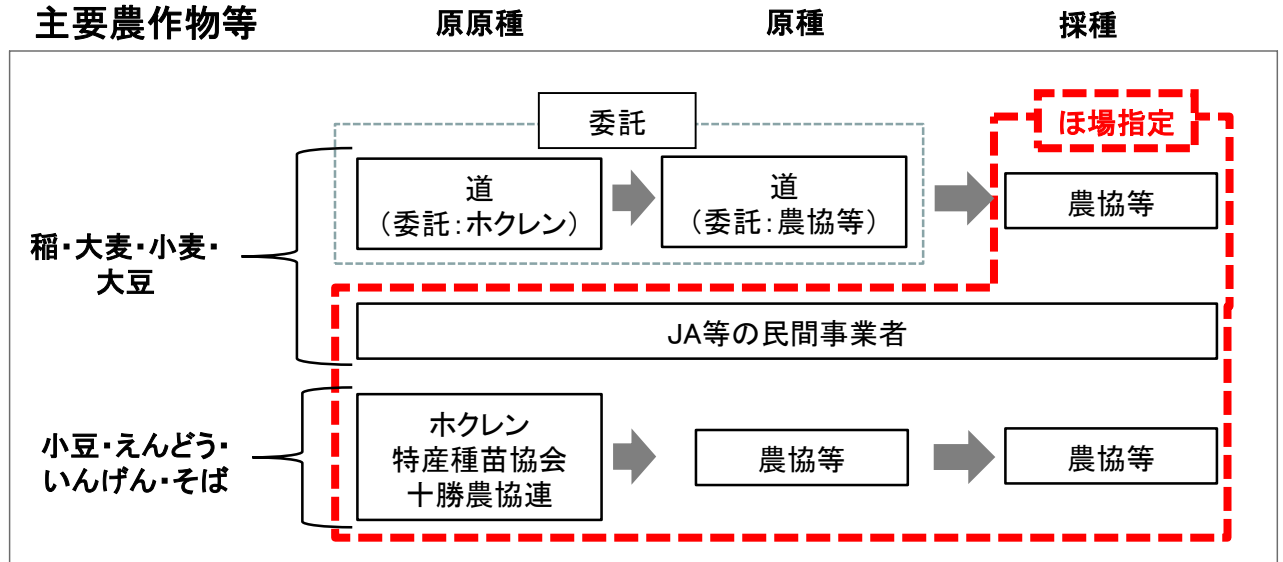


## 1 ほ場指定を行う範囲について

条例の対象作物である主要農作物等（稲、大麦、小麦、大豆、小豆、えんどう、いんげん及びそば）のうち、知事が生産するものを除く全てのほ場です。



## 2 ほ場指定の申請に係る様式について

事務取扱要領の第5号様式により申請してください。  
 なお、農業協同組合等又は生産者集団が申請する場合は、当該委託者又は生産者集団の構成者に関する申請内容を取りまとめた第6号様式（指定申請者一覧表）を併せて提出してください。  
 （参照：事務取扱要領第7）

## 3 ほ場指定申請書の提出期限について

作物ごとに次のとおり定められていますので、種子計画に基づき、期限までに申請してください。

稲・大麦・春まき小麦・えんどう	毎年4月10日
大豆・小豆・いんげん・そば	毎年4月30日
秋まき小麦	毎年9月10日

（参照：施行規則第3条）

## 4 ほ場指定申請書の提出先について

原原種ほ：農政部生産振興局農産振興課  
 採種ほ及び原種ほ：ほ場の所在する市町村を所管する（総合）振興局農務課

申請者

① ほ場の指定申請  
(第5号様式)  
(必要に応じて第6号様式を添付)

② ほ場の指定  
(第7号様式)

④ 審査請求(第12号様式)  
(必要に応じて第13号様式を添付)  
(なお、①ほ場の指定申請と併せて行うことができる。)

⑤ ほ場・生産物審査  
(第16号様式による野帳の作成・記録)  
⑦ 審査証明書等の交付  
(第20・21号様式)

(必要に応じて)指導、助言及び勧告  
(必要な場合は)ほ場指定の取消し

北海道

審査員(普及センター等)

⑥ 審査結果報告(採種ほ・原種ほ)  
(第17・18号様式)

振興局長等(農務課)

③ ほ場指定の報告(第8号様式)  
⑧ 審査結果報告(第19号様式)

知事(農産振興課)

※道営原種ほについては、主要農作物原種ほ経営委託要領に基づく様式を用いること。

【申請期限】

・①ほ場の指定申請に係る期限

稲・大麦・春まき小麦・えんどう 毎年4月10日  
大豆・小豆・いんげん・そば 毎年4月30日  
秋まき小麦 毎年9月10日

・④審査請求に係る期限

麦類 毎年5月31日  
稲・豆類・そば 毎年6月30日

【留意事項】

- ・①ほ場の指定申請は、種子計画に基づき行うものとする。なお、種子計画の作成については、秋まき小麦は8月31日まで、その他の作物は3月31日までに行われることとなっている。
- ・ほ場の指定の変更については、①・②・③に準じて行うものとする。(第9～11号様式)
- ・審査請求者は、指定ほ場に第14号様式の標札を設置し、審査に先立ち、標識等により審査対象ほ場の境界を識別できるようにするものとする。
- ・様式は北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例事務取扱要領(平成31年4月1日付け農産第1619号農政部長通知)に記載されている。